

東海第二発電所 指摘事項に対する回答一覧表（有毒ガス防護対策）

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|------------|------------|---|--|--|-----------|
| 1 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P18 | 固定源及び可動源の調査において、東海発電所の扱いを再確認し、敷地を共有しているのであればその旨説明すること。 | 一部の敷地を共有している東海発電所においては、敷地内に有毒化学物質がないことを確認しており、その旨資料に記載し、東海発電所の扱いについて明確化を図った。（No.27と同様） | G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166 | 2022/8/30 |
| 2 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | — | 最新プラントの女川2号炉の記載と比較し記載が不十分な部分があるため、確認し記載の充実化を検討すること。（例：p31の薬品の記載や、p33の評価対象外とした有毒化学物質の記載等。） | 女川2号炉の記載を参考に記載の充実化を図った。また、まとめ資料について女川2号炉との比較表を作成し、記載の充実化を図った。 | G-1-001(改1) G-1-002(改1) G-1-010(改0) | 2022/7/19 |
| 3 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P14 | 固定源特定フローでボンベ等に保管されている場合調査対象外とするところを、p16で敷地外のアンモニアでボンベで調査対象としている理由を説明すること。 | ボンベ保管されている敷地外アンモニアについて調査対象としていることについて別紙4-7-1に記載した。 | G-1-002(改1) 別紙4-7-1 p128 | 2022/7/19 |
| 4 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P14, 18 | 調査対象として選定した論拠を説明すること。（ガンリンや硫化水素が選ばれた理由についても同様に。） | 敷地外固定源の特定フローについて明確化を図った。 | G-1-001(改1)p14 G-1-002(改1)p4 | 2022/7/19 |
| 5 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | — | 気象条件のインプットとして、東海第二発電所の地表データだけでなく、最寄りの水戸気象台のデータも確認し、大きな齟齬がないことを説明すること。 | 最寄りの気象官署（水戸地方気象台）で観測されたデータについて確認を行った。（No.26と同様） | G-1-002(改2) 別紙9 p4~8 G-1-010(改1)p222~226 | 2022/8/30 |
| 6 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P23 | 表7の最大方位という記載を実態の評価に合わせる形に記載を検討すること。また、敷地外の評価は発生源毎に確認できるように図の示し方を検討すること。 | 敷地内外固定源の隣接方位を含めた評価結果を記載するとともに、敷地外固定源の図について位置の明確化を図った。 | G-1-001(改2)p23~25 | 2022/8/30 |
| 7 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | — | 調査対象外の表で隣接する事業所などがどれかわかるように説明すること。 | ヒアリングにてご説明する。 | — | 2022/7/19 |
| 8 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P20 | 有毒ガス防護判断基準値でメタノール、ガンリン、硫化水素について、具体的に何に基づき防護判断基準を設定しているのか説明すること。 | 比較表の差異理由に、有毒ガス防護判断基準値設定の考え方フローに沿って設定した考え方を記載し、文献にて設定したものについてヒアリングにてご説明する。 | — | 2022/7/19 |
| 9 | 2022/6/15 | G-1-001 | 改0 | 申請の概要 | P23 | 有毒ガス防護判断基準値に対する割合の和が1に足して際どいものがあるので、表で除外したロジック・選定の考え方について説明すること。 | No.4と同様 | No.4と同様 | 2022/7/19 |
| 10 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P35 | 開示情報で堰の情報が得られなかった時に堰があるものとして考え、その面積を東海第二の敷地内のアンモニア溶融炉の堰から推定する妥当性を説明すること。 | 堰面積については、保守的な結果となる条件（堰設定なし）を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。（No.37と同様） | G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55 G-1-010(改1)p39, 47~52, 56, 58 | 2022/8/30 |
| 11 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P201 | TBPを使用する際に使う有機溶媒が表のどこに該当するか説明すること。 | 確認しヒアリングにてご説明する。 | — | 2022/7/19 |
| 12 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P325, P326 | p325の第1表では搬入量とp324の輸送量の違いを説明すること。 | 整合性を図るため、「搬入量」を「輸送量」に訂正した。 | G-1-002(改1)別紙4-9 p2 | 2022/7/19 |
| 13 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P255, P256 | 固定源の整理で対象外としたものについて、その根拠を説明すること。 | No.4と同様 | No.4と同様 | 2022/7/19 |
| 14 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P356 | 第3表で最小投影面積において、一番厳しい条件を使用していることがわかるようにデータを纏めて説明すること。 | 最小投影面積の設定について、一番厳しい条件であることについて明確化を図った。 | G-1-002(改1) 別紙10-2 p15, 16 | 2022/7/19 |
| 15 | 2022/6/15 | G-1-002 | 改0 | 有毒ガス防護について | P394 | 短時間放出の場合の計算式が適切か確認し説明すること。 | 計算式を適切に修正し、気象指針に基づく式である旨を記載した。 | G-1-002(改2) 別紙10-2 p26, 51~54 G-1-010(改1)p256, 271~273 | 2022/8/30 |

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|----------------|--------------|--|---|--|-----------|
| 16 | 2022/6/15 | G-1-005 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | P25 | 運転・対処要員が体制上のどの要員で、その対象がその要員でいい理由を説明すること。(ガイドの運転・指示要員等が東海第二ではどの要員に該当するか。) | G-1-002(改1) 別紙12-1 p2, 3 | 2022/7/19 | |
| 17 | 2022/6/24 | G-1-007 | 改0 | 添付書類十一_比較表 | p3/14, p5/14 | 「3.1.2 調達に係る組織」にて委託等実績の記載を検討すること。(p5/14の「3.4.1 供給者の技術的評価」, 「3.4.2 供給者の選定」, 「3.4.3 調達管理」についても同様に) | | 今後回答 | |
| 18 | 2022/6/24 | G-1-007 | 改0 | 添付書類十一_比較表 | p3/14 | 3.設計活動に係る品質管理の実績において、先行との差異理由で保安規定の施行前は不適切であり、法律の施行改正前等の記載の適正化を検討すること。 | | 今後回答 | |
| 19 | 2022/6/24 | G-1-007 | 改0 | 添付書類十一_比較表 | p4/14 | 3.3 本申請における設計に係る品質管理の方法において、品管規則に照らして設計開発レビューについての記載の不要か再検討すること。 | | 今後回答 | |
| 20 | 2022/6/24 | G-1-007 | 改0 | 添付書類十一_比較表 | p7/14 | 4.3.3 設計及び設計のアウトプットに対する検証では適合性確認を実施した者の業務に直接関与していない上位職の者、3.3.2 設計及び設計のアウトプットに対する検証では当該業務を直接実施した原設計者以外の者となるが、品管規則に照らして適正化を検討すること。 | | 今後回答 | |
| 21 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について | p37 | 消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。 | No. 34と同様 | 2022/8/30 | |
| 22 | 2022/7/19 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p27 | 第3.1.3-1図、第3.1.3-2図で③とか①とか複数を纏めて記載しているの、p25とp26の第3.1.3-2表の放出源がそれぞれ独立しているなら別に分けることを検討すること。また、塩酸等同事業所で保有量が違う場合は③-1, ③-2, ③-3のように記載分けを検討すること。 | 事業所毎、評価毎など放出源が確認できるよう表及び図の充実化を図った。 | G-1-002(改2)p20~24 G-1-010(改1)p24~28 | 2022/8/30 |
| 23 | 2022/7/19 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p188 | 屋内開閉所の位置がわかる図を追加すること。 | 屋内開閉所の位置を示した図を追加した。 | G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p14 G-1-010(改1)p171 | 2022/8/30 |
| 24 | 2022/7/19 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p216 | 調査対象整理について「×」及び「○」を付ける考え方を整理し説明すること。 | 特定フローの「Y」「N」に基づき、「○」「×」を記載し、スクリーニング評価対象となる固定源・可動源を特定していることを説明する。 | — | 2022/8/30 |
| 25 | 2022/7/19 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p296 | 固定源整理表の液化石油ガスで開示情報に基づき容器に保管されているのか推定なのか整理し、表では開示情報に基づいた記載にすること。 | 一部の液化石油ガスについて、「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったが、消防法に基づき届出のあった液化石油ガスは高圧ガスであり、高圧ガスは高圧ガス保安法に定める容器(ボンベ等)に保管されているため調査対象外。なお、貯蔵量が300kg以上3000kg未満であるため、高圧ガス保安法ではなく、消防法にて届出がなされている。」と記載した。 | G-1-002(改2) 別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130 | 2022/8/30 |

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|----------------|--------|---|---|---|-----------|
| 26 | 2022/7/19 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p361 | 有毒ガス防護対策で用いるF分布検定の妥当性について説明すること。 | 水戸地方気象台において観測された気象データ（2005年4月～2006年3月）について、2018年9月26日に原子炉設置変更許可を受けた東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）にて確認している統計年（1994年4月～2005年3月）でF分布検定を実施し、棄却された項目がないことを確認した。 | G-1-002(改2)別紙9 p4～8 G-1-010(改1)p222～226 | 2022/8/30 |
| 27 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p7 | 東海発電所の有毒化学物質がないことの説明の追記を検討すること。 | 東海発電所の敷地はその大半を東海第二発電所の敷地に囲まれていることを踏まえ、東海発電所の敷地内の有毒化学物質も東海第二発電所の敷地内にあるものとして評価を実施した。また、東海発電所にある有毒化学物質については整理表に追記した。 | G-1-002(改2)p3, 5, 34 別紙4-7-1 p9 G-1-010(改1)p7, 9, 38, 166 | 2022/8/30 |
| 28 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p10 | 高周波溶融炉について、設置許可上の扱い（廃棄物処理系の何に該当）を説明すること。 | 高周波溶融炉について、設置許可上の扱いを記載するとともに設備名の適正化を図った。 | G-1-002(改2)p8, 15 別紙2 p12 G-1-010(改1)p12, 19, 115 | 2022/8/30 |
| 29 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p21 | 地域防災計画及びガス事業法の調査結果について記載を検討すること。 | 地域防災計画及びガス事業法の調査結果を追記した。 | G-1-002(改2)p18 G-1-010(改1)p22 | 2022/8/30 |
| 30 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p23 | 第3.1.3-1表 敷地外固定源の調査結果について、有効数字2桁で切り捨てではなく、開示された数値を記載すること。また、防液堤の記載も充実化すること。 | 敷地外固定源の調査結果については、開示された情報に基づき記載するとともに、表の充実化を図った。 | G-1-002(改2)p20～21 G-1-010(改1)p24～25 | 2022/8/30 |
| 31 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p23 | 第3.1.3-1表について、論点や開示情報又は推定した情報化などサマリを記載し、全体が把握できるように充実化すること。また、ガイドに基づき33個の放出源を中心とした評価点を見た方位に隣接を足し込んだ3方位の図も追記すること。 | No.30と同様に表の充実化を図った。また、図については放出源を中心として評価点を隣接方位の固定源を確認できる図とした。 | G-1-002(改2)p20～21 別紙15 p21～30 G-1-010(改1)p24～25, 321～332 | 2022/8/30 |
| 32 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p29 | 曝露と暴露が混在しており、出典元の関係で合わせることはできないかもしれないが、整合できるなら検討すること。また、LC ₅₀ 値（マウス）が…とLC ₅₀ 値（マウス）…と「が」が入っていたりいなかったりするので適正化すること。 | 文献等に基づき整合を図るとともに、記載の適正化を図った。 | G-1-002(改2)p27～33 別紙1 p16～22 G-1-010(改1)p31～37, 80～86 | 2022/8/30 |
| 33 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p103 | 女川はIDLH値で東二IDLHでは「値」が付いていないが、ガイドは「値」が付いているので確認し、適正化すること。 | ガイドに合わせて、記載の適正化を図った。 | G-1-002(改2)別紙2 p1～2 G-1-010(改1)p105 | 2022/8/30 |
| 34 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p37 | 消防法で抽出したものが毒物及び劇物取締法を包含しているか説明すること。 | 消防法第9条の3にて、毒物及び劇物取締法に規定する毒物は、規定された数量以上のものはあらかじめ届出することが規定されており、アンモニア及び塩酸については、毒物及び劇物取締法に規定されているため、包含されていることを確認した。 | — | 2022/8/30 |
| 35 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p37 | 開示情報が得られないものについて、堰があるものとする妥当性や保守性について説明すること。また、堰の設定方法の妥当性や保守性についても説明すること。 | 開示情報が得られなかった薬品濃度及び堰面積については、保守的な結果となる条件（薬品濃度100%、堰設定なし）を設定する。なお、開示情報が得られなかった一部の薬品濃度及び堰面積については、実態調査を行い、調査で情報が得られた場合は、その値を設定して評価を行う。 | G-1-002(改2)p35, 43～48 G-1-010(改1)p39, 47～52 | 2022/8/30 |

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|----------------|--------|--|--|--|-----------|
| 36 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p37 | ガソリンについて堰にクレジットをとることの妥当性か、考え方を示すこと。 | — | 2022/8/30 | |
| 37 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p38 | 薬品濃度の設定の考え方（同様の設定をしている他プラントと東二の考え方の整合性も踏まえて）について充実化すること。また、有毒ガス濃度を評価する時の温度について設定の妥当性を説明すること。 | G-1-002(改2) p35, 43~48, 52, 55, 58, 59 G-1-010(改1)p39, 47~ 52, 56, 58, 60, 61 | 2022/8/30 | |
| 38 | 2022/7/19 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p114 | ※4の差異理由の記載について、何が開示請求と同じ情報がHPから得られたのか記載すること。 | G-1-002(改2) 別紙3 p2 G-1-010(改1) p117 | 2022/8/30 | |
| 39 | 2022/7/29 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p277 | 中央制御室に常駐をしている情報班1名について、役割等追記を検討すること。 | 情報班のうち中央制御室に常駐する1名の要員が行う役割について、記載を追記した。 | G-1-002(改2) p440, 441, 446 | 2022/8/30 |
| 40 | 2022/7/29 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p282 | 要員の名称について、現状同じ要員が別名称となっていたりわかりにくいため、記載を工夫すること。 | 要員の名称を整理し、記載の適正化を図った。 | G-1-002(改2) p439, 440, 441, 444, 445, 446 G-1-010(改1) p276, 277, 278, 281, 282, 283 | 2022/8/30 |
| 41 | 2022/7/29 | G-1-010 | 改0 | 有毒ガス防護について_比較表 | p66 | 有毒ガス濃度の防護判断基準値に対する和が1を下回るとあるが、ガイドの記載に合わせた適正化を検討すること。 | ガイドの記載に合わせ「和が1より小さい」とし、記載の適正化を図った。 | G-1-002(改2) p69 G-1-010(改1) p68 | 2022/8/30 |
| 42 | 2022/7/29 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p430 | 立会人等が資料間で記載方法が統一されていないので整合すること。また、別紙11-1のタイトルも資料の内容に合わせて適正化を検討すること。 | 「立会人等」としていた記載を「発電所員」に統一し、資料間での整合を図った。また、(別紙11-1)については、敷地内に受け入れた可動源からの有毒ガスの発生を検出するための体制及び必要な箇所への連絡等の記載を充実化した。 | G-1-002(改2) p437, 438 G-1-010(改1) p274, 275 | 2022/8/30 |
| 43 | 2022/7/29 | G-1-002 | 改1 | 有毒ガス防護について | p432 | 可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから、別紙11-3は削除) | 可動源からの有毒ガスの防護(別紙11-2)及び終息に係る措置(別紙11-3)とに分かれていた資料を統合しました。(別紙11-3は別紙11-2に取り込まれたことから、別紙11-3は削除) | G-1-002(改2) p439~443 G-1-010(改1) p276~280 | 2022/8/30 |
| 44 | 2022/8/30 | G-1-011 | 改0 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | 敷地外固定源で再調査の結果、使用していないことがわかり評価対象から除外するなら、そのエビデンスを示すこと。 | 再調査で、現在、固定源を使用していないことが判明したが、消防法に基づく廃止の届出がなされていないことなどから、今後、固定源を使用しないことについては不確実であるため、当該固定源は全量1時間で放出するとして評価する。なお、その場合でも評価結果は1より小さい。 | — | 2022/9/14 |
| 45 | 2022/8/30 | G-1-011 | 改0 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | ガソリン⑩等の開示情報で堰があるものを対象に、解析条件、環境温度、蒸発率、物性値等を整理して説明すること。 | 東海第二の特有の物質であるガソリンのうち、堰を考慮するガソリン⑩について、解析条件、物性値等について整理して記載した。 | G-1-002(改3) p562~568 (別紙15 p83~89) G-1-010(改2) p396~402 | 今回回答 |
| 46 | 2022/8/30 | G-1-001 | 改2 | 申請の概要 | P23 | 3方位合算した記載にしているが、女川を参考に精緻に記載を検討すること | 3方位合算した記載方法について、それぞれの中心方位毎に結果を記載した。 | G-1-001(改3)p23~25 | 2022/9/14 |

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|----------------|----------|--|---|--|-----------|
| 47 | 2022/8/30 | G-1-001 | 改2 | 申請の概要 | p41, p46 | p40では名称でHCFC-123, p46では薬品タンク名がHCFC-123になっているので適切を確認すること。 | 「薬品名称」に記載の適正化を図った。 | G-1-001(改3)p41, 46 | 2022/9/14 |
| 48 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p23 | 「中央制御室から半径10km以内及び近傍」の「以内」の記載が適切を確認すること。 | ガイドに基づき、中央制御室から半径10km以内にある敷地内固定源を調査対象としているため、「以内」は削除し、「中央制御室から半径10km近傍には、多量の有毒化学物質を保有する化学工場がないことを確認している。」に記載の適正化を図った。 | G-1-002(改3) p25 (本文 p20) G-1-010(改2) p23 | 今回回答 |
| 49 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p29 | 発生源からみた評価方位の図で、放出源毎に評価点をみた方位の絵を作成すること。 | 発生源毎に評価点を見た方位図では方位線と重なってしまう場合もあるため、方位角にて記載した。 | G-1-002(改3) p500 (別紙15 p21) G-1-010(改2) p331 | 今回回答 |
| 50 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | — | 有毒ガスの影響を軽減することに期待する防液提について、保守管理及び運用管理を具体的にどうようなことをするのか資料を追加すること。 | 防液提の保守管理及び運用管理について記載した。 | G-1-002(改3) p364 (別紙7 p3) G-1-010(改2) p213 | 今回回答 |
| 51 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p135 | 敷地外固定源のアンモニアの資料で、熔融炉アンモニアタンクの説明について記載の充実化を検討すること。 | 熔融炉アンモニアタンクが雑固体減容処理設備のどこに位置するかについて記載の充実化を図った。 | G-1-002(改3) p136, 137 (別紙2 p12, 13) G-1-010(改2) p115, 116 | 今回回答 |
| 52 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p270 | ※3の記載の意図がわかりにくいので、記載を適正化すること。 | ※3について「消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの、液化石油ガスは高压ガスであり、高压ガス保安法に定める容器（ボンベ等）に保管されているため調査対象外とした。」に記載の適正化を図った。 | G-1-002(改2) p271, 275, 277, 278, 282, 310~318 (別紙4-7-1 p83, 87, 89, 90, 94, 122~130) | 今回回答 |
| 53 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p339 | ガス事業法から抽出されたのが1社であることがわかるように記載を修正すること。また、開放空間で人体への影響がないので除外している考え方を追記すること。（本文の記載を引用する形で、ガス事業法で全部あたって最終的に除外したことがわかるように） | ガス事業法から抽出された固定源について保有するのは1社であることを記載した。また、抽出された固定源のLNG及びLPGは開放空間での人体への影響がない旨を記載した。 | G-1-002(改3) p24 (本文 p19) G-1-010(改2) p22 | 今回回答 |
| 54 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p339 | F分布検定で、東二と水戸地方気象台で同じ期間で棄却数が3個程度の期間があるか確認すること。 | 原子炉設置変更許可時点（2018年9月26日）の至近10年（2008年4月～2018年3月）の観測データと比較し、特に異常な年ではないことを確認し、その旨を記載した。 | G-1-002(改3) p377~386 (別紙9 p1~10) G-1-010(改2) p225~240 | 今回回答 |
| 55 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p437 | 第1図の担当室を担当室Mへの修正を検討すること。発電所員も発電所員（担当室員）が正確なので適正化を検討すること。また、可動源が直接くるわけではなく、担当室から発注があって可動源がくるのでその旨わかるように工夫すること。 | 第1図の記載を適正化し、「担当室M」から事業者に連絡し納入日時を定めた上で、可動源の発電所敷地内への入構対応を行う体制とすることを記載した。 | G-1-002(改3) p445, 446 (別紙11-1 p1, 2) G-1-010(改2) p283, 284 | 今回回答 |
| 56 | 2022/8/30 | G-1-002 | 改2 | 有毒ガス防護について | p449 | 第3表の酸素ボンベの配備数で中央制御室（運転員）が8名となっているが、場所と要員名を分ける等、適正化をすること。 | 第3表の構成を変更し、配備場所と対象とする要員の整理を適正化して記載した。 | G-1-002(改3) p457 (別紙12-1 p6) G-1-010(改2) p296 | 今回回答 |
| 57 | 2022/8/30 | G-1-010 | 改1 | 有毒ガス防護について_比較表 | p41 | D0とDH20の記号の意味が正確を確認すること。また、DH20の圧力PVの記載についても確認すること。 | 記載の適正化を図った。 | G-1-002(改3) p43 (本文 p38) G-1-010(改2) p41 | 今回回答 |
| 58 | 2022/8/30 | G-1-010 | 改1 | 有毒ガス防護について_比較表 | p282 | 要員の名称については、再度女川を参考に適正化すること。 | 要員の名称の記載について、適正化を図った。 | G-1-002(改3) p453 (別紙12-1 p2) G-1-010(改2) p291 | 今回回答 |
| 59 | 2022/8/30 | G-1-010 | 改1 | 有毒ガス防護について_比較表 | p25 | 敷地外固定源について、再調査を実施しているのであれば、その旨を記載すること。 | 届出情報から情報が得られなかったものの扱い及び再調査を実施した項目について記載した。 | G-1-002(改3) p24, 25 (本文 p19, 20) G-1-010(改2) p23 | 今回回答 |

| No. | 年月日 | 説明資料 | | 該当頁 | コメント内容 | 回答内容 | 資料反映箇所 | 回答状況 | |
|-----|-----------|---------|----|----------------|--------|---|---|---|-----------|
| 60 | 2022/9/14 | G-1-011 | 改1 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | 堰について、届出情報だと記載はないが、本来、法令上堰の設置要求があることがわかるようにまとめ資料に記載すること。 | 法令等の要求事項に基づき、まとめ資料に記載した。 | G-1-002(改3) p41, 362~369 (本文 p36) (別紙7 p1~8) G-1-010(改2) p39, 212~217 | 今回回答 |
| 61 | 2022/9/14 | G-1-011 | 改1 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | タンクが破損した時に、中のものが全量流出した時に堰内で全量内包でき、堰から溢れることはなく、今の堰面積以上にならないため、今の堰面積を考慮すれば問題ないということをまとめ資料に記載すること。 | No. 60同様 | G-1-002(改3) p41, 367~369 (本文 p36) (別紙7 p6~8) G-1-010(改2) p39, 216~217 | 今回回答 |
| 62 | 2022/9/14 | G-1-011 | 改1 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | ガソリン13の貯蔵量は「一」でなく、届出情報の記載が正確な表現のため適正化すること。 | 記載の適正化を図った。 | G-1-011(改2) p1 | 今回回答 |
| 63 | 2022/9/14 | G-1-011 | 改1 | 敷地外固定源の再評価状況説明 | p1 | 再調査で見直したもの(塩酸④-1, ④-2, 硝酸④, メタノール④)について、今はそうでも将来的に変更になる可能性があるため、そういった状況をどのように把握し対応するのかまとめ資料に記載すること。 | 今後、新たな有毒化学物質の有無を確認し、固定源または可動源に見直しがあった場合の対応について記載した。 | G-1-002(改3) p8, 9 (本文 p3, 4) G-1-010(改2) p7 | 今回回答 |
| 64 | 2022/9/14 | G-1-001 | 改3 | 申請の概要 | p40 | 「表13評価対象外とした有毒化学物質」の「名称」は他と整合させて「薬品名称」が適切なので適正化すること。 | 記載の適正化を図った。 | — | 2022/9/16 |
| 65 | 2022/9/14 | G-1-001 | 改3 | 申請の概要 | p23 | 硫化水素⑩と塩化水素⑩について、蒸発率、物性値、モル質量についてどの値を使ったのか説明すること。また、ガソリン⑩についても評価条件を纏めてまとめ資料に記載すること。 | 硫化水素⑩、塩化水素⑩及びガソリン⑩の評価方法についてまとめ資料に記載した。 | G-1-002(改3) p45, 46, 562~568 (本文 p40, 41) (別紙15 p83~89) G-1-010(改2) p44, 396~402 | 今回回答 |